

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議（案）

現在、全国で新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返されるなど、依然として警戒が必要な状況が続いており、国民の生活に極めて深刻な影響が生じている。

こうした国難とも言える現実を踏まえ、住民の命と暮らしを守り抜く責務を有する我々都市自治体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先としながら社会経済活動の両立に全力で取り組んでいるところである。

よって、国においては、全ての住民が安全で安心して暮らせる地域社会を一日も早く取り戻すため、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 ワクチン接種及び検査体制の充実について

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について、国において、国民に対し、ワクチンの安全性、有効性、副反応、追加接種への必要性、接種間隔等の必要な知見、情報を適切に発信するとともに、今後、オミクロン株に対応した新しいワクチンの接種にあたり、現下の接種実態を踏まえたうえで、改めて国として更なる接種勧奨を行うこと。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に当たっては市町村の財政負担等が生じないよう、人件費も含め、十分な財政措置を講じること。

- (2) 12歳未満の小児への新型コロナウイルスワクチンの接種については、接種に係る判断に必要な情報を具体的に分かりやすく発信すること。

また接種を選択しなかった者が不当な取扱を受けることがないよう、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

- (3) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材の確保や必要な資機材の確保・供給など、検査体制を充実強化するとともに、市町村による抗原検査キット確保等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、抗原検査キットの生産体制強化に向け、製造メーカーに対し、早急に必要な支援を行うとともに、発熱外来等の医療負担を軽減するため、都道府県が推進する有症状者への検査キット配布の支援やインターネットによる検査キット販売の推進など、引き続き、更なる検査機会の拡充を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方財源の確保について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額を図るとともに、感染症が収束するまでの間、その対策に係る地方負担経費に対する財政支援を継続すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、公共施設の運営は、依然として厳しい状況が続いていることから、今後も公共施設を適正に維持・管理できるよう、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民税の減収や感染症対策経費の増加が見込まれるため、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税等の減免について、令和4年度も減免措置を継続し、減免分の全額を財政支援すること。
また、減免対象の要件である収入比較について、前年ではなく、コロナ禍前と比較するなど、要件の適正化を図ること。

3 地域経済対策等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の停滞が長期化していることから、特に経営環境が厳しい事業者へ国による経済対策を継続するとともに、地方自治体独自の経済対策に対して財政支援すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で経営難に陥っている事業者に対する雇用調整助成金について、地域経済の回復が見込まれるまでの間、特例措置を延長し、雇用情勢に悪影響を及ぼさないように努めること。
また、事業再構築補助金や税制措置の継続など、引き続き、事業継続に向けた実効性のある支援策を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で運賃収入等が減少した第三セクター鉄道及び交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう更なる支援を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業等は依然として厳しい状況が続いていることから、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の据置期間終了後における返済条件変更の緩和など、柔軟な資金繰り支援を講じること。
また、中小企業等の事業再生に向けた計画づくりに対し、金融機関等と連携した支援策を講じること。

4 感染症対応を踏まえた防災対策について

避難所での感染症対策と生活環境の整備等を図るため、必要な資機材や食料などの物資確保に係る補助制度を創設すること。

以上、決議する。

令和4年8月25日

新潟県市長会